

事 務 連 絡
平成 25 年 10 月 31 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
専務理事 矢ヶ崎 忠夫

**薬事法第 2 条第 14 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に
規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について(施行通知)**

このことについて、平成 25 年 10 月 22 日付け事務連絡をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課薬事監視指導班長から別添のとおり通知があったので、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知は、薬食発 1021 第 4 号をもって、厚生労働省医薬食品局長から、①薬事法第 2 条第 14 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成 25 年厚生労働省令第 120 号）が平成 25 年 10 月 21 日に公布されたこと、②それに伴い、各都道府県知事、各保健所設置市長及び各特別区長にその旨を通知したこと、の 2 点について、本会会員に周知を依頼されたものです。

本件のお問合わせ先

公益社団法人

日本獣医師会事業担当：笹川

TEL 03-3475-1601



事務連絡
平成25年10月22日

公益社団法人 日本獣医師会専務理事 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
薬事監視指導班長

薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

このことについて、厚生労働省医薬食品局長より別添写しのとおり通知がありましたので、御留意いただくとともに、貴会会員への周知方お願いします。



薬食発1021第4号
平成25年10月21日

農林水産省消費・安全局長 殿

厚生労働省医薬食品局長
(公 印 省 略)

薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

薬事法第2条第14項に規定する指定薬物等については、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令（平成19年厚生労働省令第14号）において定めているところである。

本日、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第120号）が公布されたことに伴い、各都道府県知事、各保健所設置市長及び各特別区長宛てに、別添写しのとおり通知したので、貴職におかれては、御了知の上、関係機関に周知されるようお願いする。





薬食発1021第1号
平成25年10月21日

各

都道府県知事 保健所設置市長 特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局長
(公印省略)

薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について(施行通知)

薬事法(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第2条第14項に規定する指定薬物等については、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令(平成19年厚生労働省令第14号)において定めているところである。

本日、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(平成25年厚生労働省令第120号)が別添のとおり公布されたので、貴職におかれては、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

記

1. 指定薬物の指定

(1) 新たに指定された物質

次に掲げる7物質について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用(当該作用の維持又は強化の作用を含む。)を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第2条第14項に規定する指定薬物として指定したこと。

- ① キノリン-8-イル=1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インドール-3-カルボキシレート及びその塩類
- ② キノリン-8-イル=1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキシレート及びその塩類
- ③ N-(ナフトレン-1-イル)-1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類
- ④ N-(ナフトレン-1-イル)-1-ペンチル-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類
- ⑤ 1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ヘプタン-1-オン及びその塩類
- ⑥ 1-(4-メチルフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ヘキサン-1-オン及びその塩類
- ⑦ 1-(4-メトキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類

(2) 指定された物質を含む物

(1) に掲げる物質のいずれかを含有する物(ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。)は指定薬物であり、規制の対象となること。

2. 医療等の用途の規定

上記1. に示した物質について、次に掲げる用途を法第76条の4に規定する医療等の用途として定めたこと。

(1) 次に掲げる者における学術研究又は試験検査の用途

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体及びその機関
- ③ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第4項に規定する大学共同利用機関
- ④ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(2) 法第69条第4項に規定する試験の用途

(3) 法第76条の6第1項に規定する検査の用途

(4) 犯罪鑑識の用途

(5) (1) から (4) までに掲げる用途のほか、厚生労働大臣が人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがないと認めた用途

3. 施行期日

公布の日（平成25年10月21日）から起算して30日を経過した日（平成25年11月20日）から施行すること。

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕

○薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六條の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令
(厚生労働二一〇)

〔告示〕

○外国において電波法第四十條第一項第五号に掲げる資格に相当する資格、当該資格により行うことのできる無線設備の操作の範囲及び当該資格によりアマチュア局の無線設備の操作を行おうとする場合の条件を定める件の一部を改正する件
(総務三九七)
○除籍の一部が滅失した件
(法務三八七)
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五條の規定に基づき、同條の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件
(財務・農林水産二八)
○農業信用保証保険法第五十九條第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利率を定める件の一部を改正する件
(同一一九)

○中小漁業融資保証法第六十九條第一項の主務大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件
(同一二〇)
○健康保険法施行令第六十一條第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件
(厚生労働三三六)

○農業近代化資金融通法第二條第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件
(農林水産二六七)

○農業近代化資金融通法第三條第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件
(同一二七二)

○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件
(同一二七三)

○肉用子牛生産安定等特別措置法第五條第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件
(同一二七四)

○平成二十六年産の蚕繭に適用する単位当たり共済金額の範囲等を定める件
(同一二七五)

○平成二十六年産の春植えばれいしょに適用する単位当たり共済金額の範囲等を定める件
(同一二七六)

○高速自動車國道に関する件
(国土交通一〇三二)

○一般財団法人新日本検定協会から登録事項の変更の届出があった件
(同一〇三三)

○運輸審議会から答申があった件
(同一〇三三)

○船舶安全法の規定に基づき認定事業場として認定した件
(同一〇三四)

○航路標識に関する件
(海上保安庁一九六―一九八)

○水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件
(環境九四)

○水質汚濁に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件
(同一九五)

○漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期を定める件
(防衛一九九)

○浄化槽の型式の認定を更新した件
(関東地方整備局四三三、四三四)

○道路に関する件
(北陸地方整備局八三)

○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件
(近畿地方整備局二二六)

○登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件
(中国地方整備局一四七)

○建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定内容を変更した件
(同一四八)

○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件
(九州地方整備局一八三)

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件
(北海道開発局一一六)

〔官庁報告〕

官庁事項

組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認を受けた飼料及び飼料添加物について(公表)
(農林水産省)

労働

争議行為の通知の公表について
(厚生労働省)

〔公告〕

諸事項

官庁
特定保険募集人の所在の確知等、
業法第一四二條の規定、建設業の許可の取消処分関係
裁判所
相続、失踪、破産、免責、特別清算、
再生関係
地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他

〔人事異動〕

人事院 内閣府 最高裁判所

省 令

○厚生労働省令第百二十号
 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第十四項の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成二十五年十月二十一日
 厚生労働大臣 田村 憲久

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令
 薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(平成十九年厚生労働省令第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中第百十四号を第百二十一号とし、第九十九号から第百十三号までを七号ずつ繰り下げ、第九十八号を第百四号とし、同号の次に次の一号を加える。
 百五 一(四)メチルシフェニル 一(一)ペロリジン 一(一)ペンタン 一(一)オン及びその塩類
 第一条中第九十七号を第百三十三号とし、第八十六号から第九十六号までを六号ずつ繰り下げ、第八十五号を第九十号とし、同号の次に次の一号を加える。
 九十一 一(四)メチルフェニル 一(一)ペロリジン 一(一)ヘキサ 一(一)オン及びその塩類

第一条中第八十四号を第八十九号とし、第六十二号から第八十三号までを五号ずつ繰り下げ、第六十一号を第六十五号とし、同号の次に次の一号を加える。
 六十六 一(一)フェニル 一(一)ペロリジン 一(一)ヘプタン 一(一)オン及びその塩類
 第一条中第六十号を第六十四号とし、第五十五号から第五十九号までを四号ずつ繰り下げ、第五十四号を第五十六号とし、同号の次に次の一号を加える。
 五十七 一(一)ナフタレン 一(一)ニ 一(一)フルオロペンチル 一(一)ヘインドール 一(一)三 一(一)カルボキサミド及びその塩類
 五十八 一(一)ナフタレン 一(一)ニ 一(一)ヘインドール 一(一)ヘインドール 一(一)三 一(一)カルボキサミド及びその塩類

第一条中第五十三号を第五十五号とし、第三十二号から第五十一号までを二号ずつ繰り下げ、第三十一号の次に次の二号を加える。
 三十二 一(一)キノリン 一(一)ニ 一(一)シクロヘキシルメチル 一(一)ヘインドール 一(一)三 一(一)カルボキ シラート及びその塩類
 三十三 一(一)キノリン 一(一)ニ 一(一)フルオロペンチル 一(一)ヘインドール 一(一)三 一(一)カルボキ シラート及びその塩類
 附 則
 この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

告 示

○総務省告示第百九十七号
 電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第三十四条の八の規定に基づき、平成五年郵政省告示第百二十六号(外国において電波法第四十条第一項第五号に掲げる資格に相当する資格、当該資格により行うことのできる無線設備の操作の範囲及び当該資格によりアマチュア局の無線設備の操作を行うこととする場合の条件を定める件)の一部を次のように改正する。
 平成二十五年十月二十一日
 総務大臣 新藤 義孝

別表第一号に次のように加える。

II アナキア ラ Class	Anticlar Ex- ra Class	第一級アマチュア無線技士の操作の範囲に関する操作
Class	Advanced Class	第二級アマチュア無線技士の操作の範囲に関する操作
Class	General Class	第三級アマチュア無線技士の操作の範囲に関する操作
Class	Novice Class	第四級アマチュア無線技士の操作の範囲に関する操作

○法務省告示第百八十七号
 愛媛県北宇和郡鬼北町役場保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十五年十一月二十一日までに、同町長に対して、次の手続をしてください。
 一 当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱托をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。
 二 前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。
 注 意
 一 申出は、口頭でも差し支えない。
 二 申出の手続について分からないことがあれば、鬼北町役場又は松山地方法務局宇和島支局に照会すること。
 平成二十五年十月二十一日
 法務大臣 谷垣 禎一
 愛媛県北宇和郡鬼北町大字野野々百六番戸 清家倉太良

○財務省告示第百二十八号
 農林水産省告示第百二十八号
 株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)附則第三十五条の規定に基づき、平成二十五年九月三十日(財務省告示第百三十五号(株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件)の一部を次のように改正する。
 平成二十五年十月二十一日
 財務大臣 麻生 太郎
 農林水産大臣 林 芳正

一 中「年一分二厘」を「年一分」に、「年一分三厘五毛」を「年一分一厘五毛」に、「年一分三厘五毛」を「年一分一厘五毛」に改める。

償還期限	利率
八年以下	年五厘
八年を超え十年以下	年五厘五毛
十年を超え十二年以下	年六厘五毛
十二年を超え十三年以下	年七厘五毛
十三年を超え十五年以下	年八厘五毛
十五年を超え十七年以下	年九厘五毛
十七年を超え三十五年以下	年一分

この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

償還期限	利率
八年以下	年五厘
八年を超え十年以下	年五厘五毛
十年を超え十二年以下	年六厘五毛
十二年を超え十三年以下	年七厘五毛
十三年を超え十五年以下	年八厘五毛
十五年を超え十七年以下	年九厘五毛
十七年を超え三十五年以下	年一分